

鋼球の製造業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成26年9月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、鋼球^(注1)の製造業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

(注1) 「鋼球」とは、鋼材を原材料とする玉（遊技球を除く。）をいう。

1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者並びに課徴金額

番号	違反事業者 ^(注2)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	株式会社ツバキ・ナカシマ	奈良県葛城市尺土19番地	代表執行役 山田 賢司	○	13億2471万円
2	株式会社天辻鋼球製作所	大阪府門真市上野口町1番1号	代表取締役 杉本 美則	—	—

(注2) 以下、違反事業者の事業者名については、「株式会社」の記載を省略する。

(注3) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注4) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならないことを示している。

2 違反行為の概要

- (1) ツバキ・ナカシマ及び天辻鋼球製作所の2社（以下「2社」という。）は、遅くとも平成22年10月7日以降、鋼球の販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため、共同して販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に
- ア 鋼材の仕入価格の変動状況について情報交換を行い、鋼球の販売価格の改定方針を決定した上、需要者等に提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定する
- イ 主要な需要者等からのコストダウン要請の状況について情報交換を行い、当該需要者等に提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定するなどしていた。
- (2) 2社は、前記(1)の合意により、公共の利益に反して、我が国における鋼球の販売分野における競争を実質的に制限していた。

3 排除措置命令の概要

- (1) ツバキ・ナカシマは、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
- ア 前記2(1)の合意が消滅していることを確認すること。
- イ 今後、他の事業者と共同して、鋼球の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
- ウ 今後、他の事業者と、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況又は鋼球の販売価格に関する情報交換を行わないこと。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課・第四審査課
電話 06-6941-2718（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- (2) ツバキ・ナカシマは、前記(1)に基づいて採った措置を、天辻鋼球製作所に通知するとともに、自社の鋼球の需要者及び自社の鋼球の取引先である販売代理店等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) ツバキ・ナカシマは、今後、他の事業者と共同して、鋼球の販売価格を決定してはならない。
- (4) ツバキ・ナカシマは、今後、他の事業者と、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況又は鋼球の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- (5) ツバキ・ナカシマは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - ア 自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底
 - イ 鋼球の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、鋼球の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

ツバキ・ナカシマは、平成26年12月10日までに、13億2471万円を支払わなければならない。

平成26年（措）第14号

排 除 措 置 命 令 書

奈良県葛城市尺土19番地

株式会社ツバキ・ナカシマ

同代表者 代表執行役 山 田 賢 司

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 鋼材を原材料とする玉（遊技球を除く。以下「鋼球」という。）について、遅くとも平成22年10月7日以降、ツバキ・ナカシマ及び株式会社天辻鋼球製作所（以下「天辻鋼球製作所」という。）の2社（以下「2社」という。）が共同して行っていた、販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、他の事業者と共同して、鋼球の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - (3) 今後、他の事業者と、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況又は鋼球の販売価格に関する情報交換を行わないこと。
- 2 ツバキ・ナカシマは、前項に基づいて採った措置を、天辻鋼球製作所に通知するとともに、自社の鋼球の需要者及び自社の鋼球の取引先である販売代理店等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引

委員会の承認を受けなければならない。

3 ツバキ・ナカシマは、今後、他の事業者と共同して、鋼球の販売価格を決定してはならない。

4 ツバキ・ナカシマは、今後、他の事業者と、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況又は鋼球の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

5 ツバキ・ナカシマは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底

(2) 鋼球の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、鋼球の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

6 ツバキ・ナカシマは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1(1)ア ツバキ・ナカシマは、肩書地に本店を置き、鋼球を、需要者及び販売代理店等（以下「需要者等」という。）に対して、直接販売していた。

イ 名宛人以外の天辻鋼球製作所は、大阪府門真市上野口町1番1号に本店を置き、鋼球を、需要者等に対して、直接又は販売子会社を通じて販売していた。

(2)ア ツバキ・ナカシマは、直接需要者等と交渉して、鋼球の販売価格を定めていた。

イ 天辻鋼球製作所は、直接鋼球を販売する場合には、直接需要者等と交渉するなどして、その販売価格を定めていた。

また、天辻鋼球製作所は、販売子会社を通じて鋼球を販売する場合には、需要者等への販売価格に係る交渉方針を販売子会社に指示し、当該方針に沿って需要者等との交渉を行わせて販売子会社の需要者等への販売価格を定めさせた上、自らの販売子会社への販売価格をこれと同額とし、販売子会社には別途口銭を支払っていた。

(3)ア 2社は、それぞれ、おおむね半期ごとに改定される鋼材の仕入価格の変動状況を理由として鋼球の販売価格を改定する場合には、鋼球の販売価格について需要者等と価格交渉を行っていた。

イ 2社は、それぞれ、主要な需要者等から鋼材の仕入価格の変動状況を理由としない鋼球の販売価格の引下げ要請（以下「コストダウン要請」という。）を受けた場合には、鋼球の販売価格について当該需要者等と価格交渉を行っていた。

(4) 2社の鋼球の販売金額の合計は、我が国における鋼球の総販売金額のほとんどを占めていた。

2 2社は、かねてから、鋼球の原材料である鋼材の仕入価格の変動状況及び鋼球の販売価格に関して情報交換を行っていたところ、遅くとも平成22年10月7日以降、鋼球の販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため、共同して販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意の下に

(1) 鋼材の仕入価格の変動状況について情報交換を行い、鋼球の販売価格の改定方針を決定した上、需要者等に提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定する

(2) 主要な需要者等からのコストダウン要請の状況について情報交換を行い、当該需要者等に提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定するなどしていた。

3(1) 2社は、前記2の合意の実効を確保するため、需要者等との鋼球の販売価格の交渉状況について情報交換を行い、需要者等との交渉に当たり提示する内容を調整し、需要者等との交渉結果を報告し合っていた。

(2) 2社は、前記2により、鋼球の販売価格を引き上げ又は維持するなどしていた。

4 天辻鋼球製作所は、平成25年4月2日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号）第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出

するとともに、鋼球に係る自社の営業担当者に対して前記2の行為を行わない旨の指示を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づく行為は取りやめられている。このため、同日以降、同合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における鋼球の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、2社は、いずれも独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、ツバキ・ナカシマについては、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、ツバキ・ナカシマに対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成26年9月9日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 小 田 切 宏 之

委員 幕 田 英 雄

委員 山 崎 恒

委員 山 本 和 史

鋼球の販売価格の低落を防止し自社の利益の確保を図るため、
共同して販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意

鋼材の仕入価格の
変動状況を理由とする価格改定

ア 鋼材の仕入価格の変動状況について情報交換を行い、
鋼球の販売価格の改定方針を決定した上、需要者等に
提示する現行の鋼球の販売価格からの改定率等を決定

主要な需要者等からの
コストダウン要請による価格改定

イ 主要な需要者等からのコストダウン要請の状況につ
いて情報交換を行い、当該需要者等に提示する現行の鋼
球の販売価格からの改定率等を決定

需要者等

(軸受メーカー、
販売代理店等)

違反事業者

今期は値上げ
しよう。
◎◎軸受メー
カー向けの改
定率は〇%に
しよう。

2 最近の価格カルテル事件

件名 措置年月日	内容
平成26年(措)第11号~13号 東日本地区に交渉担当部署を有する 需要者向け段ボールシート又は 段ボールケースの製造業者及び大 口需要者向け段ボールケースの製 造業者に対する件 平成26年6月19日	特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。(第11号)
	特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。(第12号)
	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。(第13号)
平成26年(措)第6号~9号 自動車運送業務を行う船舶運航事 業者に対する件 平成26年3月18日	北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。(第6号)
	欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。(第7号)
	中近東航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。(第8号)
	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。(第9号)
平成26年(措)第5号 一般社団法人吉川松伏医師会に對する件 平成26年2月27日	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。

件 名 措置年月日	内 容
平成25年(措)第10号 段ボール用でん粉の製造販売業者 に対する件 平成25年7月11日	段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。
平成25年(措)第7号~8号 異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製 造業者らに対する件 平成25年6月13日	特定異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(第7号)
	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。(第8号)
平成25年(措)第6号 軸受製造販売業者に対する件 平成25年3月29日	産業機械用軸受の販売価格を引き上げることを合意し、また、自動車用軸受の販売価格を引き上げることを合意していた。
平成23年(措)第15号 新潟市等に所在するタクシー事業 者に対する件 平成23年12月21日	新潟交通圏における特定タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分とする旨等を合意していた。
平成23年(措)第14号 L Pガス供給機器の製造業者に対 する件 平成23年12月20日	特定L Pガス供給機器の販売価格について、現行の販売価格より10パーセント程度引き上げることを合意していた。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑳ （略）

4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(注) カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項※）。

※ 独占禁止法第7条の2第25項の規定は、平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日）以後に立入検査又は臨検、搜索若しくは差押えが行われた事件（立入検査等が行われなかったときは、課徴金納付命令の事前通知が行われた事件）から適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条第4項）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項）。

イ 課徴金算定率

		大企業		中小企業			
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

(注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。

2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2第7項）。

3 「主導的役割」の課徴金算定率（※）は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継

続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価，供給量，購入量，市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。

※ 「主導的役割」の課徴金算定率は，「主導的役割」に該当する行為（第7条の2第8項各号に規定する行為）が平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日。以下「施行日」という。）前に既になくなっていないときは，適用されない（平成21年独占禁止法改正法附則第6条第1項）。また，違反行為が施行日前に開始され，施行日以後になくなったものである場合において，「主導的役割」に該当する行為が施行日以後に行われたときは，当該違反行為のうち施行日以後に係るものみに「主導的役割」の課徴金算定率が適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条第2項）。

4 「再度+主導」の課徴金算定率は，「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。

5 違反事業者が，同一事件について，罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは，課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は，減額後の課徴金額）から，罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし，課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき，又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは，課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について，その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合，課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

(注) 1 課徴金減免制度は，調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし，調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。

2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に，公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては，課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。